

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区中之島3丁目6番16号		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更 平成24年 5月 31日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠 電話 06-6441-8821
--	--	--

主たる業種	電気業					細分類番号	3	3	0	0		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則					第2条第1項第1号						
計画期間						第2条第1項第2号又は第3号						
基本方針						第2条第1項第4号						
計画を推進するための体制						持続可能な低炭素社会実現に向けた総合戦略「関西e-エコ戦略」をはじめとした取組みの推進に加え、循環型社会の実現に向けた活動の展開、安心され、信頼される環境先進企業をめざした取組みの展開を環境行動方針として定め、向こう3年間の数値目標を設定する全社の具体的行動計画「エコ・アクション」を毎年策定し、これに基づき環境活動を進めています。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率						
	事業活動に伴う排出の量	13,058.8 トン	15,551.8 トン	12,340.9 トン	13,501.7 トン	5.7 パーセント	評価の対象となる排出の量	14,497.5 トン	15,551.8 トン	12,340.9 トン	13,501.7 トン	-4.8 パーセント
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	電気使用量の削減や、電気機械設備の点検時におけるSF6ガス回収率の維持等により、温室効果ガスの排出削減を目指す。										
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率					
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	4.98	4.83	4.83	4.83	-4.00 パーセント	事業活動に伴う排出の量 ()				
	原単位の指標及び目標の根拠	事務所(支店、営業所、電力所)を対象に延床面積当たりの電気使用に伴う温室効果ガス排出量を指標とし、省エネルギー活動等を推進する。										
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考						
		115.0 パーセント	130.0 パーセント	130.0 パーセント	130.0 パーセント							
具体的な取組及び措置の内容	(23~25) 年度	電気の使用量を削減するため不要な照明を消灯する。										
	(23~25) 年度	電気の使用量を削減するため空調温度を季節に応じた適切な設定とする。										
	(23~25) 年度	電気機械設備の点検時におけるSF6ガス回収率97%以上を維持する。										
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤に利用する一般交通機関が無い場合等、一定の条件を満たし、会社が認めた場合に限り、私有車通勤を認めている。(社内標準に規定)										
	上記の措置を採用する理由	従業員の通勤については、原則一般交通機関を使用することとしているため。										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考							
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン								
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン								
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン								
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン								
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン								
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・法人のお客さまへは低炭素な電気とヒートポンプをはじめとした高効率機器の組み合わせによる最適なエネルギー・システムをご提案し、一般家庭のお客さまへは環境性、経済性に優れたエコキュートの普及拡大を図り、地球温暖化の防止に資する取組を推進しています。 ・ブータン王国における小規模水力発電所建設・地方電化プロジェクト、西豪州における地球温暖化・土壌塩類化を防止する環境植林事業、中国における風力発電CDMプロジェクト、ベトナムにおける水力発電CDMプロジェクトなど、地球規模での温暖化対策の取組みを実施しています。											
特記事項	一部の事業所・設備の電気使用量の修正に伴い基準年度と目標年度の排出量を訂正 /											

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。